



トピックス

2022年2月7日

オミクロンと経済:「ただの風邪」「ノーガード」は論外

オミクロン型の驚異的な感染力

オミクロン型のコロナウイルスは、従来型とは感染力のレベルが違います。その感染を抑えない限り、経済の急回復は困難です。よって、緊急事態宣言の発令有無にかかわらず、感染防止策を続けるべきです。

ただ、コロナウイルスの撲滅は難しいため、それとの「共存」を覚悟すべきなのかもしれません。しかしそれは、感染防止策を放棄する「ノーガード」であってはなりません。特にオミクロン型の驚異的な感染力を踏まえば、インフルエンザや「ただの風邪」と全く同様にそれを扱うのは、極めて無責任です。

英国はノーガード戦法ではない

最近注目されているのは、英イングランドの動きです。1月下旬、感染防止のための規制が、ほぼ撤廃されたのです。しかしそれを見て、「(コロナは)ただの風邪」派が英国で勝利した、と言うのは誤りです。

英国では、昨年12月に感染が急拡大する中、国民の約半分が混雑した場所を避けました(図表1)。おそらくそれが寄与し、1月には感染者が減少しました。そうしたことに加え、ワクチンの追加接種が進展したことを踏まえて行動規制が緩和されたのであり、「ただの風邪」が通念になったわけではありません。

南アフリカも感染防止策が奏功

また、オミクロン型ウイルスを軽んじる人が挙げるのは、南アフリカの事例です。昨年11月にオミクロン型が世界で最初に確認されたこの国では、12月には感染者が自然に減少傾向へ転じた、と言うのです。

そのような言説も、誤解に基づいています。たしかに同国では最近、感染者が減少しています。しかし、オミクロン型を「ただの風邪」と政府や人々がみなし、感染が自然に収束する可能性に賭けたのではありません。夜間の外出禁止令、集会の人数制限、マスクの着用義務といった策で、感染者が減ったのです。

コロナウイルスとの戦いは継続

2月には、デンマークが行動規制をほぼ撤廃しました。これは英国と同様、ワクチンの追加接種や検査体制の整備が進んでいるからです。そのように世界各国は、何らかの形でコロナとの戦いを続けています。

ただ、全面的なロックダウン(厳しい行動制限)の導入には、各国とも消極的です(中国の最近のロックダウンも、地域を限定)。とはいえ現在、例えばドイツやイタリアでは、飲食店や公共交通機関などを利用する際、ワクチンの接種証明などが必要です。「ただの風邪」であれば、そのような措置は不要でしょう。

感染防止策が経済正常化を支援

オミクロン型の重症化率は低いとしても、人々が感染を不安視するのは当然です。また、感染者が爆発的に増えれば、経済活動を妨げます。そのため、経済の見地から言っても、感染防止策の徹底が必要です。

感染が拡大する限り、経済は正常化しません。米国でも最近、感染への心配(図表2)から、不要不急の外出を抑える動きがみられます。これはインフレとともに、当面の米景気を圧迫しそうです。よって日本も、「ただの風邪」という言説を却下し、「経済を回す」ためにも、各人が感染防止に努めるべきです。

図表1. 英国の世論調査



(注)直近調査は2022年1月11日時点
 (出所)YouGovの調査より、しんきん投信作成

図表2. 米国の世論調査



(注)「非常に心配」「幾分心配」の合計。直近調査は2022年1月上旬時点
 (出所)GALLUPの調査より、しんきん投信作成

(チーフエコノミスト 辻 佳人)



＜本資料に関してご留意していただきたい事項＞

- ※本資料は、ご投資家の皆様に投資判断の参考となる情報の提供を目的として、しんきんアセットマネジメント投信株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ※本資料は、信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。また、いかなるデータも過去のものであり、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。
- ※本資料の内容は、当社の見解を示しているに過ぎず、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。記載内容は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。
- ※投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の補償の対象ではありません。また、金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ※投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
- ※特定ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社より当該ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ又は同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。

【お申込みに際しての留意事項】

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

また、投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資にあたっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■ 投資信託に係る費用について

(お客様に直接ご負担いただく費用)

- ◆ ご購入時の費用・・・購入時手数料 **上限 3.3%(税抜 3.0%)**
- ◆ ご換金時の費用・・・信託財産留保額 **上限 0.3%**

(保有期間中に間接的にご負担いただく費用)

- ◆ 運用管理費用(信託報酬)・・・純資産総額に対して、**上限年率 1.628%(税抜年率 1.48%)**
- ◆ その他の費用・・・監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券売買時の売買手数料等および外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客様が間接的に支払う費用として、当該ファンドの資産から支払われる運用管理費用、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。投資信託に係る上記費用(手数料等)の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、しんきんアセットマネジメント投信が運用する全ての投資信託のうち、ご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資される際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくお読みください。

- ※「日経平均株価」(日経平均)に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延又は中断に関して責任を負いません。
- ※東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ※東証REIT指数は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など、東証REIT指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。